平成２８年（フ）第７８４号
札幌市北区篠路３条８丁目４番48号　グリンパーク篠路201号
債務者　浅沼　和恵
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７８６号
札幌市白石区中央２条５丁目２番48―302号
債務者　千貝　　理
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７９８号
札幌市手稲区新発寒７条２丁目４番16号　キャステロⅢ―201号
債務者　砂沢　智章
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８１２号
北海道石狩市花川南４条２丁目200番地　ニューローズＡ棟202号
債務者　矢光香代子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８４９号
札幌市中央区南24条西15丁目１番11号　ロイヤルハイツ301号
債務者　太田高太郎
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８６６号
札幌市豊平区月寒東３条19丁目13番16号　グリーンハイツ201号
債務者　工藤　広美
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８７２号
札幌市西区琴似１条４丁目４番27号　Ｎ・Ｙビル502号
債務者　加藤　智憲
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８７４号
札幌市北区拓北５条４丁目７番１―302号
債務者　三澤　郁子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８７８号
札幌市東区北31条東１丁目６番15号　コーポ宮下31―５号
債務者　佐藤　裕子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８９２号
札幌市白石区中央２条６丁目１番14号　ハイツグレーシャス102号
債務者　柳谷美由紀（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８９５号
札幌市東区北35条東２丁目６番７号　ノースウイングＡ205号
債務者　渋田美由紀（旧姓丹羽）
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９１６号
札幌市手稲区手稲本町３条３丁目７番11号　サン・ラフォーレ101号
債務者　武田　博之
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３９号
北海道北見市北光328番地16　ふれあい型アパート潤、前住所北海道北見市北４条東５丁目16番地１　イーストヒルハイツ302号
債務者　渡部　　勝
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
岩手県下閉伊郡普代村第13地割字普代108番地
債務者　野崎　幸紀
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第１０１号
群馬県高崎市京目町815番地１
債務者　大澤　侑平
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１０５号
群馬県高崎市芝塚町1938番地４　クイーンハイツ静峰506号
債務者　大塚真奈美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１９９号
埼玉県草加市栄町２丁目７番40号　石井コーポ202号、旧住所埼玉県草加市稲荷２丁目11番５―303号
債務者　堀江　典子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係